（事業用固定資産の価額）

**第十九条**　（略）

（各事業に関連する営業外収益等の配賦）

**第二十条**　鉄道事業者が鉄道事業（軌道業を含む。以下同じ。）以外の事業を経営する場合においては、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

一　（略）

二　営業外費用にあっては、次に掲げる割合

イ　支払利子にあっては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

ロ　（略）

三　事業用固定資産の価額にあっては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

（立体交差化工事施行者になろうとする者の申請の手続）

**第二十一条**　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ～ホ　（略）

ヘ　法第二十条第一項の同意を得たことを証する書類

二　法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

ホ　法第二十条第一項の同意を得たことを証する書類

三　その他参考となるべき事項を記載した書類

（立体交差化工事施行者の決定の通知）

**第二十二条**　（略）

（貸付申請の手続）

**第二十三条**　前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第二十条第一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

（令第五条の国土交通省令で定める踏切道）

**第二十四条**　（略）

（報告の徴収）

**第二十五条**　鉄道事業者又は道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この項において同じ。）は、法第二十二条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況、災害が発生した場合における踏切道の管理の実施体制その他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を、鉄道事業者にあっては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、道路管理者にあっては国土交通大臣に、それぞれ提出しなければならない。

２　（略）

（事業用固定資産の価額）

**第十一条**　（略）

（各事業に関連する営業外収益等の配賦）

**第十二条**　鉄道事業者が鉄道事業（軌道業を含む。以下同じ。）以外の事業を経営する場合においては、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

一　（略）

二　営業外費用にあっては、次に掲げる割合

イ　支払利子にあっては、各事業に専属する事業用固定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

ロ　（略）

三　事業用固定資産の価額にあっては、各事業に専属する事業用固定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

（立体交差化工事施行者になろうとする者の申請の手続）

**第十三条**　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ～ホ　（略）

ヘ　法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

二　法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類

イ～ニ　（略）

ホ　法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

三　その他参考となるべき事項を記載した書類

（立体交差化工事施行者の決定の通知）

**第十四条**　（略）

（貸付申請の手続）

**第十五条**　前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第十一条第一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

（令第五条の国土交通省令で定める踏切道）

**第十六条**　（略）

（報告の徴収）

**第十七条**　鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、法第十三条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を、鉄道事業者にあっては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、国土交通大臣以外の道路管理者にあっては国土交通大臣に、それぞれ提出しなければならない。

２　（略）